

公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会定款第7条の規定に 基づく入会金及び会費に関する告示

本会は、定款第7条の規定に基づき、会員の入会金及び会費を次のとおり定める。

(入会金)

第1条 入会金は、次のとおりとする。

(1) 正会員

ア 事務所が、福岡県内において、最初に設置されたものである場合
700,000円

イ ア以外の場合で、事務所を増設するごとに
350,000円

ウ 福岡県外に本店がある保証協会社員で、県内に支店等を設置若しくはその
予定がある者が入会する場合はイを準用する。

エ 1,000万円供託の大臣免許のものが、福岡県内において、入会を希望する
場合の1店舗目についてはアを準用し、既に県内に複数の店舗がある場合は
同時入会に限るものとし、2店舗目以降はイを準用する。また、そのものが
事務所を追加する場合もイを準用し、入会するものとする。

(2) 名誉会員 0円

(3) 賛助会員 0円

(会費)

第2条 会費は、次のとおりとする。

(1) 正会員 年額 50,000円

(ただし、事務所を増設するごとに年額50,000円とする。)

(2) 賛助会員 年額 60,000円

(3) 名誉会員 0円

2 正会員の入会時の会費の額については、入会の時期に応じて次のとおりとする。

(1) 第1期：4月から6月まで 50,000円

(2) 第2期：7月から9月まで 37,500円

(3) 第3期：10月から12月まで 25,000円

(4) 第4期：1月から3月まで 12,500円

3 前項の入会時の会費の発生時期については、正会員になろうとする者に対し、本会の入会決定通知書が発行された日とする。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年4月30日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。